出雲市消防本部からのお知らせ

～住宅用火災警報器を設置されているお宅へ～

取り付けただけではだめです！！

日ごろのチェックやお手入れでさらに安全に！

もしものために、警報器が鳴った場合のために正しい対処法を知っておきましょう！

火災のとき

火災であれば、大声で周りの人に火災であることを知らせ、１１９番通報をしましょう。

小さい火であれば消火を行い、消火が出来なければ、避難をしましょう。

火災ではないとき（誤発報などのとき）

① 火災でない湯気や煙などを感知した場合
② センサー部分にホコリや虫が付着した場合
③ 煙式殺虫剤などを使用した場合
④ 電池が切れた場合
が主な原因として考えられます。

対処方法としては・・・
まず、誤発報であることを確認しましょう。

誤報が確認できたら
① の場合、換気をして湯気や煙を外に出す
② の場合、センサーの部分を掃除しましょう
③ の場合、煙式殺虫剤を使用する場合は、煙が入らないようビニール袋で覆うか、警報器を一時的に外し、終わったらもとに戻しましょう。
④ では警報器を取り外し、電池を交換しましょう
警報音を止めるには、警報音停止のボタンを押す、ひもがついているものはひもを引くと一時的に警報音は止まります。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認します。

●定期的に作動確認をしましょう。
●定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は？

●電池がきちんとセットされているかご確認ください。

●それでも鳴らない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

汚れた時のお手入れの仕方

●汚れが付着した場合は、家庭用中性洗剤を浸して十分に絞った布で軽くふき取ってください。

●ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や、水洗いは絶対にしないでください。

●お掃除の方法は機種によって違いますので取扱説明書をご覧ください。

お問い合わせなどについては、最寄りの消防署へご連絡下さい。

消防本部・出雲消防署（２１－２１１９（代表））出雲西消防署（４３－８１１９）
平田消防署（６３－５５１９）大社消防署（５３－２３７３）斐川消防署（７２－０８００）
佐田分署（８４－０９１５）多伎分署（８６－２１４９）

住宅用火災警報器

設置は義務です！

全国一律に個人の住宅（共同住宅を含む）に対して住宅用火災警報器等の設置が法令により義務付けられています。

また、出雲市火災予防条例により設置及び維持管理の基準が定められています。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器とは、天井や天井近くの壁に設置して、火災による煙又は熱を自動的に感知して、警報音や音声により火災発生を知らせるものです。

なぜ必要ですか

近年の住宅火災による死者数は、増加傾向にあります。また住宅火災によって亡くなられた方の多くが逃げ遅れによるものです。

これに伴い、出雲市では火災予防条例により住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。

設置することで、寝ている間などの火災に気づきにくい場合でも、早期に発見することができ、消火や避難を迅速に行うことができます。

消防庁において、実際の住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、被害状況が概ね半減した結果となりました。

H20年からH22年までの3年間における、失火を原因とした住宅火災42,040 件※について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果を分析。

※　ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積、損害額で見ると、住警器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減。

住警器が設置されれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが減少。

＜住宅火災100件当たりの死者数＞　＜焼損床面積＞　＜損害額＞

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後　時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

出雲市での奏功事例

【警報音に気づき、火災発生に至らなかった事例】

居住者が、台所のガスコンロで鍋をかけ煮物を温めているとき、その場を離れ家事をしていると、過熱した鍋から発煙し、台所に設置していた警報器の警報音に気づきコンロの火をけし、鍋を流しに移して消火した。

【火災に早く気づき、火災拡大に至らなかった事例】

就寝時間中に、家人が自室に設置していた警報器の警報音に気づき初期消火及び１１９番通報、その他の者を避難誘導をした。

【火災に早く気づき、火災拡大に至らなかった事例】

台所でてんぷら油を加熱中にその場を離れ、居間でテレビを視聴中、台所に設置していた警報器の警報音に気づき、初期消火をした。

【高齢者をいち早く避難させ大事に至らなかった事例】

就寝時間中、離れから出火した火災の煙を母屋の階段に設置していた警報器が感知し、その警報音で家人が目を覚まし、離れで寝ていた高齢の父母を避難させ、１１９通報と初期消火を行った。

どんな種類があるんですか？

代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

【煙式（光電式）】　寝室・階段室・台所など
煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。
※消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。

【熱式（定温式）】　台所・車庫など
住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。
※台所や車庫などで、多くの煙や湯気が対流する場所等に適しています。

なお、電源については、電池を使うタイプや、家庭用電源を使いコンセントへ差し込むタイプがあります。

【「単独型」と「連動型」があります】
単独型：火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。
連動型：火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

なお、連動型には、配線によるものと無線式のものがあります。

どこに設置すればいいですか？

〇設置場所等については、図の場所に設置が必要です。

※　出雲市火災予防条例では、住宅の台所への設置義務はありません。しかし台所も火災の発生が多い場所ですので、台所用火災警報器の設置をお勧めします。

取り付ける場合の注意事項

ア　天井に設置する場合は、壁又ははりから６０ｃｍ以上離れた位置
　　（室内に面する天井面の中央付近に設けてください。階段に設ける場合は、踊り場等の天井面の中央付近に設けてください。）
イ　壁に設置する場合は、天井面の下方１５～５０ｃｍ以内の位置
ウ　換気口等（エアコン）からの吹き出し口から１．５m以上離れた位置

天井に設置する場合

※壁又ははりから0.6メートル以上離れた位置に設置する

（壁から）

S

0.6m以上

（はりから）

S

0.6m以上

火災警報器に関する相談は、次の電話番号にお問い合わせください。

◎住宅用火災警報器相談室（住宅防火対策推進協議会）
　連絡先：０１２０－５６５－９１１(フリーダイヤル)
　　月曜から金曜までの午前９時から午後５時まで
　　（１２時から１時までを除く。土日祝日は休みです）

◎島根県消防設備保守協会
　連絡先：０８５２－２２－６８２８

◎消防本部及び最寄りの消防署への連絡先
出雲市消防本部・出雲消防署２１－２１１９（代表）　佐田分署８４－０９１５
出雲西消防署４３－８１１９　　多伎分署８６－２１４９　　平田消防署６３－５５１９
大社消防署５３－２３７３　　斐川消防署７２－０８００